

三原市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 24 日

要 綱 第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の街頭犯罪、侵入盗等（以下「犯罪等」という。）の未然防止と、地域の安心安全を図るため、防犯カメラを新たに設置する町内会等に対し、予算の範囲内で三原市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原市補助金等交付規則(平成 17 年三原市規則第 56 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防するため街頭等に設置するテレビカメラで、映像記録機器及びその他関連機器で構成する装置をいう。
- (2) 町内会等 町内会、自治会又は複数の町内会若しくは自治会で組織する団体
その他市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるものは、防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会等であって、その設置に当たって次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラは、主に道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影する場所に設置されるものであること。
- (2) 防犯カメラの管理運用規程等を策定すること。
- (3) 町内会等の総意で防犯カメラを設置するものであること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの撮影を示す看板を設置すること。
- (6) 設置箇所の所有者等から占用許可等を受けるものであること。

2 同一の町内会等に対する補助は、1 年度につき 2 台を上限とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯

カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代及び占用料等を除く次の費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入費用
- (2) 専用ポールの設置工事費用
- (3) ケーブル設置工事費用
- (4) 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な費用
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台につき30万円を限度とする。ただし、複数方向を同時撮影できる防犯カメラについては、撮影方向数に30万円を乗じた額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 町内会等の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラを設置する町内会等の規約等の写し及び役員名簿
- (2) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会会議録の写し等
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域の住民等の同意書
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図並びにその現況写真
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積書の写し
- (8) 購入しようとする防犯カメラのカタログ等
- (9) 道路、私有地及び電柱等に防犯カメラを設置する場合は、所定の手続きに基づく占用許可書等の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請をした者（以下「申請者」という。）から申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべ

きものと認めるときは、交付の決定をし、三原市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、交付決定に当たっては、所轄警察署から意見を求めることができる。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、三原市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助事業者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金事業変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（中止等の承認）

第9条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合は、三原市防犯カメラ設置費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、防犯カメラの設置が完了したときは、三原市防犯カメラ設置費補助金事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- (2) 防犯カメラ設置費用の支出に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 町内会等が定めた防犯カメラ管理運用に関する規程
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図並びに写真
- (5) 設置された防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、その報告の内容が、補助金交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定

の内容及び条件)に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三原市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 確定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に反する等不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 補助対象事業により取得した財産は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日要綱第32号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。